



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 1
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 9
- 沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令…………… 11
- 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 11

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

監査委員事項

- 沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令…………… 13
- 沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 13

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保健体育課の項中「学校安全・給食班」を「学校安全・給食班 全国高校総体推進班」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「特別支援教育監」を「特別支援教育室長」に、「社会教育推進監」を「新県立図書館準備室長」に改める。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間の承認)

第12条の3 介護時間を受けようとする職員は、勤務管理システム（教育長が定める職員にあつては、介護時間簿（第11号様式の3））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければならない。

2 所属長は、勤務時間条例第17条の3第1項の規定に基づき、職員が介護時間を受けようとするときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第16条の2第1項中「続柄」を「続柄等」に改め、同条第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第16条の4中「事由」を「規定する事由」に改める。

第16条の5第1項及び第16条の8第1項中「続柄」を「続柄等」に改める。

第16条の10中「第17条の2第1項」を「第16条第13号」に改める。

第16条の11の見出し中「育児休業」を「育児」に改める。

第16条の12及び第16条の18中「第17条の2第1項」を「第16条第13号」に改める。

第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式の2 (第12条の2関係)

介 護 体 暇 簿

職 名	氏 名

(その1)

要介護者に 関する事項	氏 名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続 柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日	年 月 日

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定												
第1回			第2回			第3回						
請求の期間	請求者印	所属長印	期間	請求者印	所属長印	期間	請求者印	所属長印	請求の期間	請求者印	所属長印	期間
年 月 日から 年 月 日まで			月 日	年 月 日から 年 月 日まで		月 日	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで			月 日
備考			備考						備考			

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮											
第1回				第2回				第3回			
延長・短縮後の末日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
備考			備考				備考				備考

第11号様式の3 (第12条の3関係)

介 護 時 間 簿

職 名	氏 名

(その1)

要介護者に 関する事項	氏 名	続 柄	同・別居		要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容	請 求 の 期 間	請 求 年 月 日	請 求 者 印	承 認 の 可 否	所 属 長 印	直 接 監 督 者 印	照 合 済 印		備 考
			□同居	□別居								給与減 額手続	出勤簿	
連続する3年の期間	年 月 日から 年 月 日まで													
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□その他 ()		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□その他 ()		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□その他 ()		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□その他 ()		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	□その他 ()		午前	午後	時 分～時 分	年 月 日			□承認 □不承認					

短時間勤務承認請求書」を加え、同様式（裏）注4中「1 育児休業の承認に係る子」を「子の氏名」に改める。

第23号様式及び第24号様式中「職員との続柄」を「職員との続柄等」に改める。

第24号様式の2中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改める。

第24号様式の3及び第24号様式の4中「職員との続柄」を「職員との続柄等」に改める。

第24号様式の16中「5に記入）」を「5に記入）（□再度の延長）」に改め、

()
()
()

を

()
()
()

に、

外国滞在事由の継続する期間 (所在地)	()
------------------------	-----

を

外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------------	-----------------

に、

年 月 日から 年 月 日まで

を

年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
〔うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間〕	

に改

め、同様式注第4項を同様式注第5項とし、同様式注第3項中「期間を」の次に「初めて」を加え、同項を同様式注第4項とし、同様式注第2項を同様式注第3項とし、同様式注第1項の次に次のように加える。

2 期間の再度の延長を請求する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第4号中「子（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を「子（配偶者の子並びに民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同条第5号中「10日）」の次に「の範囲内で必要と認める日又は時間」を加え、同号ア中「子」の次に「（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を加え、同条中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、非常勤職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）
 - ア 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
 - イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
 - ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (7) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）
 - ア 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
 - イ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以内である勤務日が定められているもの
 - ウ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

第16条に次の1項を加える。

2 前項第6号の介護休暇及び同項第7号の介護時間の休暇の単位は、次に掲げる単位とする。

- (1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）
- (2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給 料 表	号	給 時 給
行政職給料表	1	910円
	2	1,000円
	3	1,030円

	4	1,070円
	5	1,180円
	6	1,260円
	7	1,360円
	8	1,490円
	9	1,610円
教育職給料表	1	1,280円
	2	1,410円
	3	1,530円
現業職給料表	1	920円
	2	1,100円

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行うことができる。
--------	--------------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことができる。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行う。
--------	--------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の4号を加える。

- (18) 留置業務に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。
- (19) 留置施設の管理に関すること。
- (20) 被留置者の処遇及び護送に関すること。
- (21) 沖縄県留置施設視察委員会に関すること。

第4条第2項を削る。

第5条に次の1項を加える。

3 広報相談課に被害者支援室を附置し、同室においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 被害者支援に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (4) 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。

第9条中第5号から第8号までを削る。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第11条中「6課」を「7課」に、「生活保安課」を「生活保安課
サイバー犯罪対策課」に改める。

第17条中第12号から第17号までを削り、第18号を第12号とし、第19号を第13号とする。

第55条を第56条とし、第18条から第54条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（サイバー犯罪対策課）

第18条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) サイバー犯罪対策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) サイバーセキュリティの確保に関すること。
- (3) サイバー犯罪の取締りに関すること。
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の運用に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「225人」を「235人」に改め、同条第2号中「62人」を「58人」に改め、同条第3号中「14人」を「8人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員訓令第1号

沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行うことができる。
--------	--------------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことができる。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員訓令第2号

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2課長の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行う。
--------	--------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4